

## 参議院での日本学術会議法案の抜本的修正を求める声明

2025年5月17日

愛知県内大学関係者有志

政府は、日本学術会議法案(以下、「法案」)を国会に提出し、5月13日、自民党・公明党・日本維新の会の賛成多数で衆議院で可決し、参議院での審議に付されている。衆議院での審議でも明らかになったように、ナショナル・アカデミーとして備えるべき5要件を満たしている現日本学術会議(以下、「学術会議」)を変更する積極的理由が見いだせないとの梶田前学術会議会長の陳述(参考人質疑)で明らかのように、この法案は、そもそも立法事実を欠き、学術会議自身も法案には多くの問題があることを指摘されてきた。仮に法案が、このまま成立することがあれば、76年に及ぶ日本の科学者の総意のもとに運営されてきたナショナル・アカデミーである学術会議は、日本から消え失せ、内閣総理大臣が管理する「新学術会議」が誕生することになる。「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」とする学術会議は日本から失われることを意味する。

衆議院における審議では、学問の自由の下に学術会議の独立性と自律性を保障することが学術にとって必須の条件であることの指摘が強くあったにもかかわらず、内閣総理大臣の任命による監事や評価委員会の仕組み、あるいは会員選考方法の変更など学術会議の独立性を侵す点に対する修正などは一切なされなかった。私たちが国会・参議院に期待することは、4月15日の日本学術会議の声明及び決議の趣旨に沿ってナショナル・アカデミーに相応しい独立性・自律性を担保するように法案を修正すべきことである。これができないとなれば、本法案はいったん廃案にし、法案に異議を唱える国民や科学者の声に真摯に耳を傾けるとともに、学術会議との丁寧な意見交換を行い、政府と学術会議の合意の上で、再提案をするのがより良い選択だと考える。

本法案にある会員以外からなる監事・運営助言委員会・選考助言委員会・評価委員会や罰則の条文などは、法案から除外し、中期目標や年度計画・年度報告など学術会議には適当と思えない項目は削除すべきと考える。「特殊法人化」による「新学術会議」の「独立性」はまやかしであり、現在のコ・オプテーション方式に代え、新会員を外部有識者の意見の下に選出し、現会員をリセットすることは、学術会議の継続性からもあってはならない。衆院内閣委員会質疑で、坂井担当大臣が「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は解任できる」などと述べたことは、この法案の持つ危険性を如実に表している。会員に対する「罰則」や「会員の解任」など、こうした法案の下で、「新学術会議」が、自由で闊達な議論を行い、その機能を発揮できる組

織になるとはとても思えず、内閣総理大臣が管理・監督する「もの言えない学術機関」になるとしか考えられない。

「良識の府」としての参議院においては、「日本の学術の終わりの始まり」としないために、党派を超えて、4月15日の学術会議の声明及び決議にある5要件と5つの懸念を踏まえた修正がなされることを心から期待する。